



団地管理組合法人加古川グリーンシティ
管理組合広報委員会
グリーンシティ自治会
管理事務所 ☎ 425-6852
ホームページ <http://www.greencity.gr.jp/>
メールアドレス kanrikumiai@greencity.gr.jp

第31回グリーンシティ夏祭りのお知らせ

みなさんお待ちかねの「第31回グリーンシティ夏祭り」を以下のとおり実施します。

今年も、**経費削減策として**ジュース・生ビール冷却用の氷を居住者で作りたいと思います。

詳細は4ページ下段の記事を参照ください。

日 時：7月29日（土）午後4時から

場 所：B棟ファイヤーレーンおよびCD棟間

詳細は夏祭りのご案内をご覧ください！

夏祭りポスターひきつき募集中！

先月号で募集した「第31回グリーンシティ夏祭り」

ポスターの応募締め切りは7月22日（土）午後5時まで

に延長します。（提出先：管理事務所）

管理組合からのお知らせ

『民泊』・『シェアハウス』を禁止します！

最近マンションの空き部屋を利用して、外国人旅行客等に部屋を貸す民泊が問題になっています。インバウンド効果により外国人旅行客が増加していること、さらに3年後の東京オリンピックでは、宿泊施設が絶対的に不足すると予想され、国や地方自治体が民泊制度の確立と活用促進に向けて積極的に取り組んでいるため、ますますこの問題が増加すると考えられます。既に民泊を認めている自治体もあり。また、届け出もせずに外国人等の旅行客に部屋を貸している業者もあり、そのためトラブルが発生して問題点が浮き彫りになっています。その事例を数点紹介しますと、

- ・ 深夜に大きな音と声を出し廊下を歩き、室内で大騒ぎをしている
- ・ 共用廊下等に多種多様のゴミを出している
- ・ エントランスでトランクバッグを広げて荷物を整理している

等があります。この他にも、見知らぬ人が多数出入りするために防犯上に悪影響を及ぼすことが考えられます。

これらのトラブルは、生活習慣の違う外国人が多数出入りすることや、貸す側の管理が徹底していないことから、多発しているのが現状です。

この問題を解決するには、マンション内で情報共有できる環境が整っていること（コミュニケーションが十分とれている）と、明確に規約上で禁止することです。当マンションの管理規約「第12条専有部分の用法」では、「居住部分は居住の用にのみ供するものとし、事務所・作業所に類する営業の場に供してはならない」と、従来から、原則として居住用以外の利用を認めていません。従って現時点でも民泊などに使用することはできませんが、理事会では、問題が起こる前に早く対策を立て、将来にわたって長く安心して安全に生活するために**「民泊」や一つの専有部内に極端に狭い部屋を密集させる「シェアハウス」の禁止**を追加して明文化し、規約で明確にしようと作業を進めることを考えています。

環境整備委員会からのお知らせ

★玄関扉の更新について

玄関扉の実測調査が、全棟で終了しました。ご協力ありがとうございました。今後、下表のとおりに工事を進めていこうと計画しています。まず、F・E・D棟については各戸の工事予定日・時間を7月20日までに配布します。その予定日を見て、都合が悪ければ連絡をお願いします。連絡を頂いた方とはその後7月31日までに調整をし、F棟は8月10日、E棟は8月21日、D棟は9月4日までに工事日を通知します。同様に、C・B・G・A棟は9月11日までに予定日を配布し、調整を9月25日までに実施して、C・B棟は10月11日、G・A棟は10月27日までに工事日を通知します。工事は、8月22日から11月28日を予定しています。この期間は台風が来る時期もあり、工事の遅延が考えられます。計画通りに進めて、完成予定日の11月28日には工事を終了させようと考えていますので、住民の皆様には、是非ともご協力をお願いします。

＜今後の工事予定＞

棟	予定日配布	調整・締切日	工事日通知	工事期間	備考
F棟	7月20日	7月31日	8月10日	8月22日～8月29日	全戸
E棟	7月20日	7月31日	8月21日	8月29日～9月7日 9月7日～9月19日	14F～8F 7F～1F
D棟	7月20日	7月31日	9月4日	9月19日～9月25日 9月25日～10月11日 10月11日～10月18日	14F～12F 11F～4F 3F～1F
C棟	9月11日	9月25日	10月11日	10月18日～10月26日	全戸
B棟	9月11日	9月25日	10月11日	10月26日～11月13日 11月13日～11月18日	14F～5F 4F～1F
G棟	9月11日	9月25日	10月27日	11月18日～11月20日	全戸
A棟	9月11日	9月25日	10月27日	11月20日～11月28日	全戸

※7月1日現在の予定表です。各戸ご確認の上、ご協力をお願いします。

※7月8日(土)に、各戸に先立って管理事務所の玄関扉を更新します。新しい扉になりますので確認していただけます。是非ご覧ください。

※工事日の調整の連絡については、YKK(株)リノベーション本部大阪改装支店(☎06-6944-8762)にお願いします。

修繕委員会からのお知らせ

集会所の補修工事と水路の床版の工事は、7月12日に完成予定です。

皆様にはご不便、ご迷惑をおかけしました。

ご協力ありがとうございました。

おかげさまで広いスペースが確保できました。

主目的は避難通路ですが、いざという時の避難や防災活動に支障を及ぼさない有効な利用方法がありましたら、管理事務所まで連絡をください。

これからも修繕工事に、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。



工事中

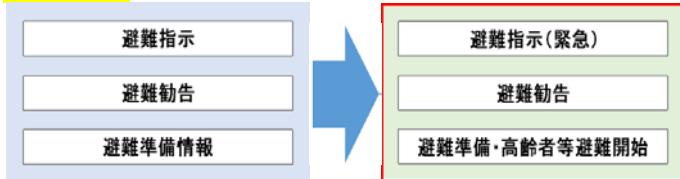


シリーズ 防災・思いの大

今回は「覚悟を決めろ」について考えてみます。

平成28年の台風第10号による水害では、死者・行方不明者27人を伴う、東北・北海道の各地で甚大な被害が発生しました。とりわけ岩手県岩泉町では、グループホームが被災し入所者9名全員が亡くなる等、高齢者の被災が相次ぎました。

そこで「避難準備情報」という名称について、これらの水害で、高齢者施設において「避難準備情報」の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかつたことが課題とされました。そこで、高齢者等が避難を開始する段階であるということを明確にするために「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称が変更され、同時に、いざという時に取るべき行動が分かりやすいうように「避難指示」の名称も「避難指示(緊急)」に変更されました。



変更前

変更後

この情報を聞いて始めて「避難勧告」以外が存在することを知ったと云う方が多いのではないでしょうか？そこで、これらの情報を解説します。

【避難準備・高齢者等避難開始】

避難勧告や避難指示(緊急)を発令するこ
とが予想される場合に前もって発令されます。
もし発令されたら？

- 避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難を開始します。
- その他の人は、避難の準備を整えます。



【避難勧告】

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令されます。

もし発令されたら？

- 速やかに避難場所へ避難をします。
- 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内により安全な場所に避難をします。



【避難指示(緊急)】

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合に発令されます。

- まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をします。
- 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内により安全な場所に避難をします。



さて、この3つの違いは本当のところ広く国民に知られていないのではないでしょうか？特に「避難指示(緊急)」は緊急性があるにもかかわらず、非常にのん気な言い回しに聞こえます。

「避難指示(緊急)」よりも、東日本大震災時の茨城県大洗町で発令された「避難命令」ではダメなのか？「避難命令」の方が判りやすいのでは？「命令」と云う文字に問題があるのかと思い、ちょっと調べてみました。するとNHK放送文化研究所発行「放送研究と調査・2011年9月号」にメディア研究部(放送用語)井上裕之氏が寄稿した「大洗町はなぜ『避難せよ』と呼びかけたのか」の中に答えが見つかりました。

そこには2つの言葉がありました。「避難命令」と「避難せよ」この2つの言葉は、法律・行政上は存在しない言葉であり、災害対策基本法上、避難について定められている言葉は「避難勧告」と「避難指示」の2つなのです。しかし、「避難命令」と「避難せよ」を聞いた市民は次のように話しています。

「居間の受信機で『避難命令』と言っているのを聞き、『これは命令なんだから』と思って避難した。地震で倒れた、店の酒瓶の片づけもあったし、出るなら戸締まりもしなければならないので、『命令』と言わなければ避難しなかったかも知れない」と言う。

法律・行政上、避難に「命令」という言葉がないことについて総務省消防庁は「一般論として『命令』という言葉は、法律上は『義務』が発生し、怠った場合にはペナルティが伴うもの。避難という行為は、しなかつたらといってペナルティを科されるような性質のものではない」と説明している。つまり大洗町は今回、法律・行政上は「避難指示」にあたる行為を「避難命令」と言いかえた表現で呼びかけていたことになるのです。また、総務省消防庁は「そもそも『避難』とは、従わせるためにむりやり身体を引っ張っていくとか、罰則を設けておくようなものではない。促すものであり、尊重してもらうもの」「もし強制力を持つ『避難命令』ならば、そのぶん出す側の市町村長に『責任』が発生するので、躊躇するケースが増えるかも知れない。『避難勧告』や『避難指示』ですら市町村長は出すのに迷うことがある」と説明している。法律上「命令」には、「義務」や「ペナルティ」が発生する」と云うのが一般的な考え方のようです。

塩釜市→



以上のことから、「避難」に関して、市町村長の躊躇で人の生死が決まってしまうように聞こえるが、実際には「避難するか？避難しないか？」は「あなた自身が決めることなのです」その為にも、あなた自身が「覚悟」を持って行動する。これが大切なことなのです。次回は「覚悟を持って」を考えます。

こんなこと知ってましたか？

「しつけ」と「叱ること」の関係を今一度考えてみましょう！！

子どもは、信頼していない人から叱られると傷つきますが、逆に、信頼している人からは叱られても納得できるんですね！！それは、日頃から話を聞いてもらったり、願いをかなえてもらったり、欲求をよく満たしてくれる大人に対して、信頼感を持っているかどうか？です。

すでに信頼感が培われている関係であれば、そんな親（大人）に叱られても、子どもは屈辱を感じませんし、プライドが傷つかないのです。●プライド、自尊心を傷つけないということを、もう少し具体的に言うと、他人と比較してはいけない！！ということですね。「お兄（姉）ちゃんのくせに」とか「お兄（姉）ちゃんと比べてお前は…」などと比較してものを言ったり、叱ったりするのはよくありません。「お前が悪いのはこういうところなんだよ」と失敗やいたずらの内容を具体的に指摘して注意することはOKですし、必要なことだと思います。しかし、「〇〇君はできるのに、お前はダメだ」「お兄（姉）ちゃんは、お前の年齢にはできたのに」などという比較は最悪ですね。

また、一貫性のない叱り方も非常に困ったものです。いつもは禁止しているのに、親の気分で目こぼししたり反対に虫のいどころが悪くて叱る。以前は黙って見過ごしていたのに、今日は見過ごさない。というような態度は避けましょう！！一貫性がきわめて重要であるということは『親はこういうことでは叱る』という基本的生活理念のようなものを持つ必要があるからですね！！子どもたちの立場からすると、『こういうことをすれば叱られる』『こういうことは叱られない』という安心感がなくてはならないのです。このことは、親がしっかりした姿勢を持っていれば、子どもは、幼い時期から理解できるのです。3～4歳からでもわかるようです。

「しつけ」というものは、子どものプライドを傷つけないように、親の価値観を教えることです。つまり、社会的に歓迎されたり承認される行動を、親の価値観で明確にして、子どもの自尊心を傷つけないように伝えることが「しつけ」になるわけです。ですから、親はどういうものの考え方をしているかということを折にふれて子どもに伝えておくことが大切になります。そして、この時、夫婦の価値観は一致していないとまずいのです！ただし、「これは、お母さんはきっとダメだけど、お父さんなら認めてくれるだろう」とか、「お父さんはOKしてくれないけど、お母さんならわかってくれるだろうな」くらいの差はあっても大丈夫（笑）要は、両親の価値観が一致していることが「しつけ」の基本になる！！ということです。



少年団からのお知らせ

グリーンシティ夏祭りに出店のジュース販売に際し、大量に必要になる氷のご協力をお願いしたいと思います。

牛乳パックやペットボトルやビニール袋などで凍らせた氷塊は、夜まで溶けにくいので助かります。

作っていただいた氷はお祭り当日の15時30分以降に直接会場までお持ち下さい。

皆様のご協力をよろしくお願ひします。



「なかよしひろば」開催

長雨が続いておりますが、お元気でお過ごしですか？

梅雨で運動不足になりがちですが、お体にはくれぐれもお気をつけてください。

新しくなった集会所でお待ちしております。

日時：7月22日（土）9時30分～12時

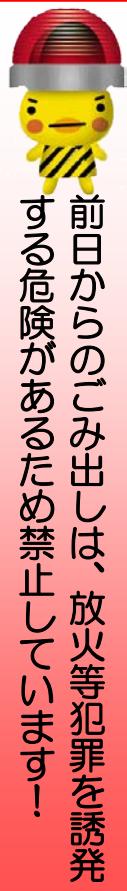
場所：集会所ホール

中学校PTAからのお知らせ

6月4日（日）の廃品回収に、ご協力いただきましてありがとうございました。

＜ジュース・生ビールを冷やす氷についてのお願い＞

自治会（少年団）では、夏祭りにジュース・生ビールの販売をします。そこで、ジュース・生ビールを冷やす氷を居住者の皆様に作っていただきたく、お願いします。各家庭で、牛乳パック・ペットボトル・ビニール袋などに氷を作り、夏祭り当日15時30分以降にジュース・生ビール売場までお持ち下さい。



8円せり口 (+)、6口 (田) に壱球がでもあります。

夜回りのお知らせ

期 間：7月24日（月）

～7月28日(金)

集合場所：集会所ホール

集合時間：午後8時30分
(約1時間程度)

低学年のお子さんは必ず保護者同伴でお願いします。



「地域の安全は、自分で守る」
を合言葉に

今月のクイズ

《次の問い合わせに答えてください》

- ① 夏まつりの開催日はいつですか？
 - ② 夜回りは7月の何日から何日まで実施されますか？
 - ③ グリちゃんが食べているものは何でしょう？
(ヒント: グリちゃんは4コマ漫画の主人公です)

先月号の正解
①桑炭色 ②4つ
切 ③65才以上
正解者28名の内
厳正な抽選の結果
5名の方に図書カ
ードを進呈します。



by 南雲風助 (なぐもふうすけ)

麻募用紙

① ② ③

月 日～ 日

どしどしご応募ください！ 応募締め切り日：7月31日
提出場所：管理事務所

フリガナ
氏名

第31回グリーンシティ夏祭り

みなさんお待ちかねの『第31回グリーンシティ夏祭り』を以下のとおり開催します。各団体による夜店・ゲームがあります。また、恒例の「じゃんけんポンゲーム」、子どもたちによる「ラムネ早飲み大会」、おとなによる「ビール早飲み大会」、「グリーンだよりクイズ敗者復活戦」、「大抽選会」とイベントも盛りだくさんです。グリーンシティに居住する皆さんのコミュニケーションの場として、子どもたちも、お父さんも、お母さんも、おじいちゃんも、おばあちゃんも、お誘いあわせの上ご参加ください。

日時：7月29日（土）午後4時から

場所：B棟ファイヤーレーンおよびC D棟間

◎ 夏祭りプログラム

午後4時～	大抽選会抽選券受付開始 (午後7時30分受付締切り)
午後5時～	夜店販売開始 ポスター表彰式 お菓子引き換え（～午後7時30分） ☆小学生以下の子どもたち引換券を持ってきてね！
午後5時30分～	じゃんけんポンゲーム ☆おとなも子どももどしどし参加してね！
午後6時～	ラムネ早飲み大会 ☆小学生以上20歳未満の方！
午後6時45分～	ビール早飲み大会 ☆20歳以上の方なら誰でも歓迎！
午後7時20分～	グリーンだよりクイズ敗者復活戦
午後8時～	大抽選会

◎ 夜店のご案内

管理組合	焼鳥 焼きそば 生ビール ギョーザ ポテチパン	50円 200円 200円 200円 100円
防災会	イカ焼き	200円
少年団	ジュース くじ引き スーパーボウルすくい	100円 100円 100円
小学校 PTA	アイスクリーム 1円玉おとし	100円 100円

なお、大抽選会は当日会場にいる方を対象としますので取りに来られない方は、権利なしとします。

◎ ゲームのご案内

□ じゃんけんポンゲーム

じゃんけんによる生き残りゲームです。
勝ち残った人には賞品を用意しています。



□ ラムネ早飲み大会

子どもたちによるラムネの早飲み競争です。
ビー玉をいかに止めるかが勝負の分かれ目です。



□ ビール早飲み大会

おとなによるビールの早飲み競争です。
今年も本物のビールを用意しました。
勝者には賞品としてビールを用意しています。
ゆっくり味わって早く飲んでください。



ご意見、ご要望などをどしどしお書きください。（ご記名をお願いします）